

# KASHIHARA

*Business Press*

March  
2021 **3**

事業所内皆様でご覧下さい



藤原宮跡 菜の花（醍醐町・2020年3月下旬に撮影）

藤原宮跡・醍醐池北側の花畑では、毎年、約250万本もの菜の花の鮮やかな黄色が一面に広がります。  
桜の開花時期と重なると、絶好の春の景色が広がります。

令和3年度 税制改正のポイント  
詳細は P2～3 をご覧ください



# 令和3年度 税制改正のポイント

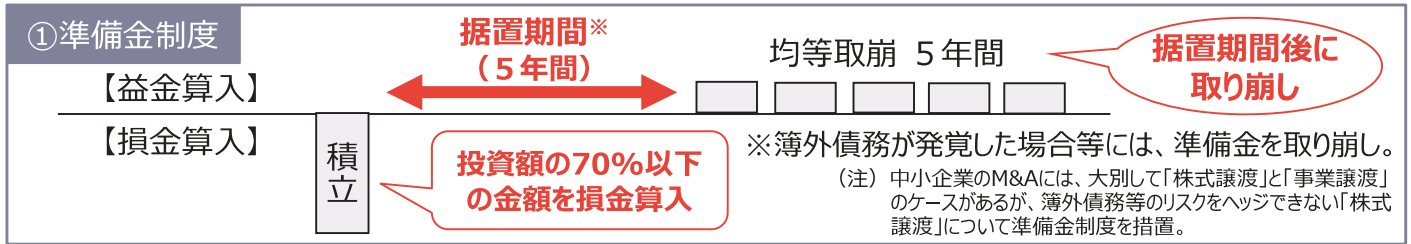
M&Aや設備投資等環境変化への対応、  
事業継続・雇用維持に資する税制が実現！

檀原商工会議所  
日本商工会議所

## 環境変化への対応を後押しする税制措置

### 1. 経営資源集約化税制の創設

- M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、国の認定を受けた計画に基づき中小企業がM&Aを実施した場合、下記を認める措置を創設（適用期限3年間）



#### ② M & A の効果をも高める設備投資減税 (中小企業経営強化税制の類型追加)

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**  
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

#### ③ 雇用確保を促す税制 (所得拡大促進税制の上乗せ措置)

給与等支給総額を前年度比2.5%以上上げた場合、  
**増加額の25%を税額控除** ※1.5%以上上げは15%税額控除

### 2. 中小企業向け設備投資減税の延長(2年間)

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> <b>2年延長</b> 【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ※計画認定手を柔軟化                 </div>			
	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <b>2年延長</b> 【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加                 </div>		<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;">                     【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用                 </div>	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;">                     廃止                 </div>

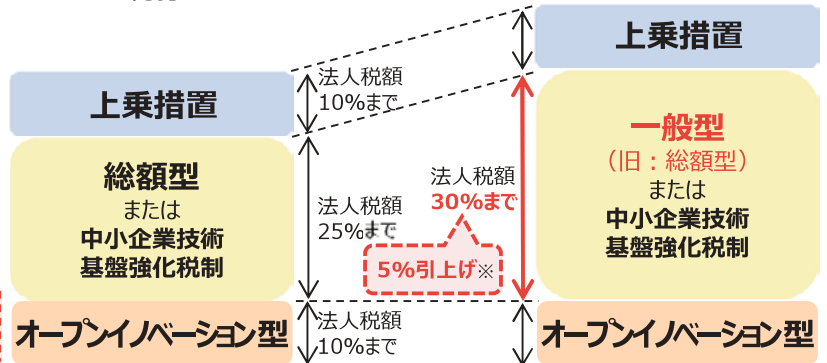
■ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要  
■ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

### 3. 研究開発税制の延長(2年間)・拡充

- 控除上限を法人税額の最大50%まで引上げ (いわゆる総額型 25%→30%)
- 時限措置である総額型の上乗せ措置を2年間延長するとともに、控除率の増加インセンティブを強化
- クラウドを活用したソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加

※コロナ前と比較し、①売上が2%以上減少しており、②試験研究費を増加させる場合、**総額型の控除上限を5%引上げ**

<現行>



### 4. 地域未来投資促進税制の延長(2年間)・拡充

- 地域経済を牽引する企業の建物等の設備投資について、税額控除または特別償却を適用する措置を2年間延長
- 製造拠点が海外に集中している製品・部素材の製造事業も対象に (サプライチェーン類型の追加)



### 5. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長(2年間)・拡充

- 防災・減災のための設備投資について、特別償却を適用する措置を2年間延長
- 重要設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、サーモグラフィを対象設備に追加



# 事業継続・雇用維持に資する税制措置

## 1. 土地に係る固定資産税額の据置措置、商業地等の固定資産税の負担調整措置等の延長（3年間）

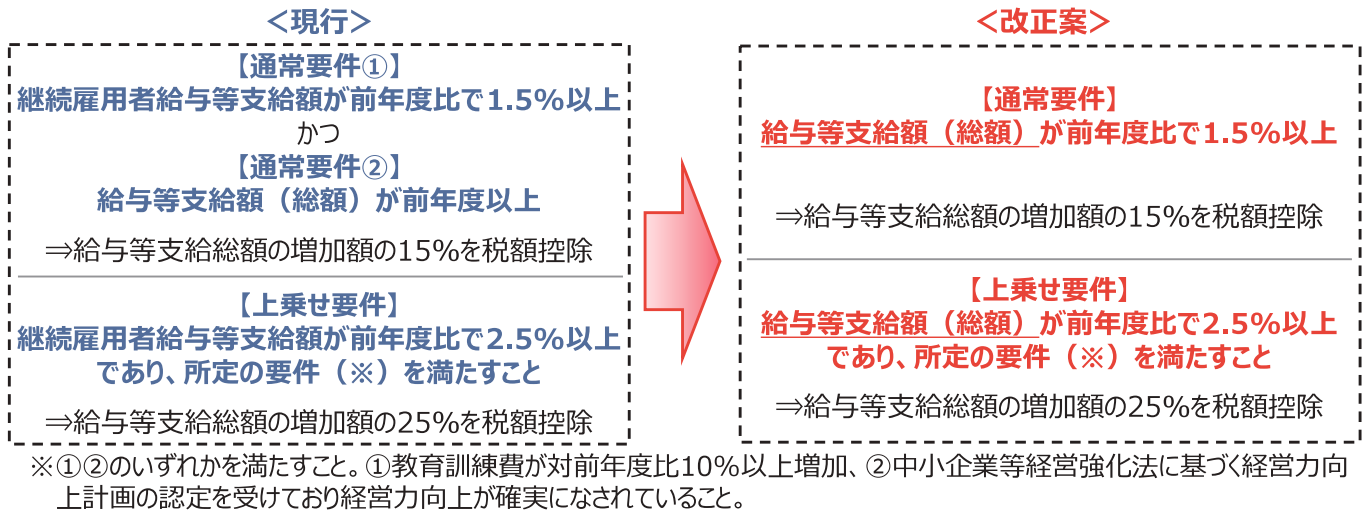
- 令和3年度における特例措置として、令和3年度に課税額が上昇する全ての土地の固定資産税等について、令和2年度税額に据置
- あわせて、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の適用期限を3年間延長

## 2. 中小企業者等の法人税率の軽減の延長（2年間）

- 所得800万円まで法人税率を19%から15%に軽減、適用期限を2年間延長

## 3. 所得拡大促進税制の延長（2年間）・要件簡素化

- 中小企業全体として雇用を守るため、適用要件を「継続雇用者の給与等支給額」から「企業全体の給与等支給額（総額）」へと見直した上で、適用期限を2年間延長



# デジタル化に対応した納税環境整備

## 電子帳簿保存法の要件の抜本的緩和

- 帳簿書類の電子的保存手続を簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）

※変更箇所は赤字



# 法人版事業承継税制の要件緩和

- 相続時の後継者役員就任要件の緩和（①先代経営者が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合、または、②後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合、役員就任要件は課されない）

# 「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

- 2050年カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設（50%特別償却／最大10%税額控除）
- DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設（30%特別償却／3%or5%税額控除）
- 経営改革に取り組む企業（資本金1億円超）の欠損金の繰越控除上限の引上げ（上限50%→100%）

（本記事は2020年12月10日現在の情報を基に作成しております）

## 新型コロナウイルス感染症に関する各種施策のご案内

### 1. 休業支援金・給付金における大企業の非正規雇用労働者の取扱い

概要	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」という。）については、雇用調整助成金の活用もままならない中小企業の労働者を対象としてきましたが、今般、本年1月からの緊急事態宣言の影響を受ける大企業にお勤めの、一定の非正規雇用労働者の方についても、休業手当を受け取れない場合に休業支援金・給付金の対象とされる予定です。
対象	大企業に雇用されるシフト労働者等（注）であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方（注）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）
対象となる休業期間	令和3年1月8日以降
詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00003.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00003.html</a>	



### 2. 雇用調整助成金の雇用維持要件の緩和

概要	緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の大企業や、生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大10/10とされる予定です。
助成率	○ 解雇等を行わない場合の助成率 10/10（これまでの特例措置の助成率3/4） ○ 解雇等を行っている場合の助成率 4/5（これまでの特例措置の助成率2/3）
詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00003.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00003.html</a>	



### 3. 厚生年金保険料等の猶予制度

概要	納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。 ※納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。 (令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象)
猶予制度を受けた場合	○ 猶予期間中の各月に分割して納付いただけます。 ○ 猶予期間中は、延滞金が年8.8%から1.0%に軽減されます。 ○ 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。
詳細は日本年金機構チラシをご覧ください： <a href="https://www.nenkin.go.jp/oshirase/saigai/202000319.files/123a.pdf">https://www.nenkin.go.jp/oshirase/saigai/202000319.files/123a.pdf</a>	



### 4. 国税の納付が困難な方の猶予制度

概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。
要件（換価の猶予）	○ 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。 ○ 納税について誠実な意思を有すると認められること。 ○ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。 ○ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。 (注) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。
詳細は国税庁リーフレットをご覧ください： <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/nofu_itiji_leaflet.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/nofu_itiji_leaflet.pdf</a>	



### 5. 「売上の減少した中小事業者に対する一時支援金」（緊急事態宣言の再発令を受けた経産省の支援措置）

概要	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時金が支給されます。
要件	緊急事態宣言の再発令に伴い、 ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること (農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定) ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと (旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定) により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること。
詳細は経済産業省リーフレットをご覧ください： <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/pdf/leaflet.pdf">https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/pdf/leaflet.pdf</a>	



### 6. 「産業雇用安定助成金」の創設

概要	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成
助成の対象となる「出向」	■対象：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。 ■前提：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。 ※その他要件あり
詳細は厚生労働省リーフレットをご覧ください： <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000733293.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000733293.pdf</a>	



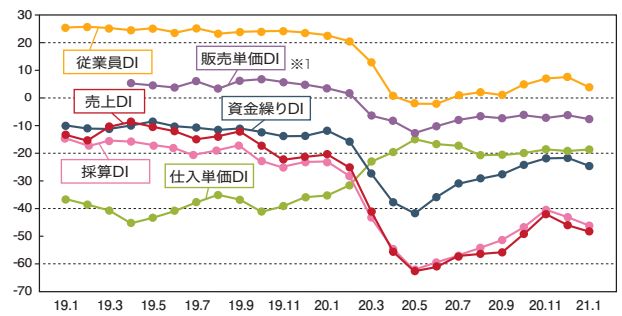
# 業況DIは、緊急事態宣言再発令の影響により悪化 先行きも懸念拭えず、厳しい見方広がる

## POINT

- 全産業合計の業況DIは、▲49.5(前月比▲3.4ポイント)
- 企業のデジタル投資や5G向けの需要増を背景に受注が伸びている電子部品関連や、中国・米国向けの輸出が増加している自動車関連が好調なほか、巣ごもり需要に下支えされた飲食料品関連の製造業が堅調に推移した。一方、新型コロナウイルス感染再拡大の影響から、11都府県における緊急事態宣言の再発令やGo Toキャンペーンの一時停止により、客足が減少した飲食・宿泊業や小売業では業況感が悪化した。売上低迷に直面している外食産業を中心に、需要回復を見通せない中、先行き不透明感を指摘する声が多く、中小企業の景況感には弱さが見られる。
- 先行き見通しDIは、▲49.4(今月比+0.1ポイント)
- 自動車や電子部品関連の製造業による下支えのほか、ネット販売の強化や巣ごもり需要に対応した商品開発による売上回復への期待感がうかがえる。一方、消費者マインドの低下に加え、雇用調整助成金の特例措置など政策効果剥落後の資金繰り悪化への懸念もあり、中小企業においては先行きへの不透明感が一段と増しており、厳しい見方が広がっている。

そのほか、詳しい情報については  
<https://cci-lobo.jcci.or.jp> からご覧ください。

## LOBO全産業合計の各DIの推移



※DI値(景況判断指数)について/DI値は、業況・売上・採算などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。したがって、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景況感の相対的な広がりの意味する。DI=(増加・好転などの回答割合)-(減少・悪化などの回答割合)

※1 2019年4月より新たに調査を開始したため、2019年4月以前の数値は存在しない。

## LOBO調査要領

- ▶ 調査期間 / 2021年1月14日～1月20日
- ▶ 調査対象 / 全国の337商工会議所が2,760企業にヒアリング

内訳	建設業	455	製造業	658	卸売業	321
	小売業	566	サービス業	760		

- ▶ 調査項目 / 業況・売上・採算・資金繰り・仕入単価・販売単価・従業員の前年同月比(前年同月と比較した今月の水準)と向こう3カ月の先行き見通し(今月水準と比較した向こう3カ月(当月を除く)の先行き見通し)、自社が直面している経営上の問題など

# 応援します。あなたの健康!

1日量 **コンドロイチン硫酸エステルナトリウム900mg配合**  
**フルスルチアミン塩酸塩25mg配合**

## ヒトミタンf

眼精疲労や腰痛・  
肩こりなどの  
筋肉・関節の痛みを  
和らげます

第3類医薬品 ビタミンB1主薬製剤



1錠中にフルスルチアミン100mg配合

## アスピタンV100

眼精疲労・肩こり・  
肉体疲労時の  
V.B1補給・  
神経痛に

第3類医薬品 ビタミンB1主薬製剤



**佐藤薬品工業株式会社**  
TEL 0120-78-0022 <http://www.sato-yakuin.co.jp/>

奈良県橿原市観音寺町  
9番地の2  
TEL 0744-28-0021 (代)  
FAX 0744-28-0030

商品の購入は(株)ホーエイへ  
健康サプリの館  検索   
<http://hoeisupple.shop25.makeshop.jp/>



# 檀原市からののお知らせコーナー

檀原市から提供いただいた情報を掲載しています。

## Information インフォメーション

### 3月は「自殺対策強化月間」です ～大切な人の悩みに気づいてください～

自殺者数は10年連続で減少傾向にありましたが、令和2年7月に増加に転じ、その後も前年度同月自殺者数を上回っている状況です。

自殺は健康問題、経済・生活問題など様々な要因が複雑に関係し、心理的に追い込まれた末の死と言われています。死にたいほどの悩みを抱えた人に「気づき」、話を「聴き」、相談機関に「つなぎ」、「見守る」人がいることが必要です。

様々な悩みにひとりで苦しまず、誰かに相談してみましよう。また、身近な人の「いつもと違う」に気づいたら、「眠れていますか？」など、声をかけてみてください。まずはしっかりと悩みに耳を傾け、寄り添い、そして相談機関へ繋がるようサポートすることが大切です。

#### ●自殺予防のためのこころの相談

「奈良いのちの電話協会」

☎0742-35-1000 24時間365日

「ならこころのホットライン(精神保健福祉センター)」

☎0744-46-5563 平日9時～16時

「ならこころのホットライン」withコロナ

☎0742-81-8527 平日夜間:16時～20時 土日祝日:9時～20時※いずれも受付19時半まで



#### ●自死遺族の集い

「奈良いのちの電話 よりそいの会 あかり事務局」

☎0742-35-7200 毎週(火)10時～16時

#### ●檀原市の関連の相談先

「檀原市 相談窓口一覧」

市ホームページからご確認ください。

#### ●生きづらさを感じている方へ



#### ●メンタルチェックシステム

「こころの体温計」



パソコンやスマホから手軽にストレス状態をチェックできるシステムです。疲れを感じたら「こころの体温」を計ってみませんか。



←こころの体温計QRコード  
携帯電話でご利用できます。



# 2021年4月より36協定届の様式が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

## 36協定届における押印・署名の廃止

▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。  
※記名はしていただく必要があります。

## 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなる方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

## 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(\*)についてのチェックボックスが新設されます。  
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

## 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

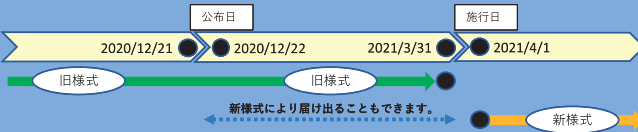
✓ 管理監督者でないこと  
✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること  
✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

## 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定(労使協定)を締結
- ② 36協定(労使協定)の内容を36協定届(様式第9号等)に記入
- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による届出が可能

## 新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも提出することができます。  
※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出ることもできます。



## 36協定届の記載例

36協定届の様式(第9号)の記載例。労働者の延長及び休日の労働は必要最小にとどめらるべきであり、労使当事者は20%以上超過した上で協定するようにならなければならない。なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づき安全配慮義務を負います。

◆36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。  
◆36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することはありません。  
◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。  
◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

協定届の届出者(労働者代表)	協定届の届出者(使用者)	協定届の届出者(労働基準監督署)
金製品製造業	金製品製造業	金製品製造業
受注の集中	受注の集中	受注の集中
製品の不良への対応	製品の不良への対応	製品の不良への対応
臨時の受注、納期変更	臨時の受注、納期変更	臨時の受注、納期変更
月末の決算事務	月末の決算事務	月末の決算事務
福利	福利	福利
受注の集中	受注の集中	受注の集中
臨時の受注、納期変更	臨時の受注、納期変更	臨時の受注、納期変更

※協定する時間数は4から8まで、時間外労働及び休日労働を合計した時間数です。1日または1週間を超えて20時間を超えてはなりません。また、1週間を超えて20時間を超えてはなりません。

36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式 [検索](#)

そのままで出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件 [検索](#)

36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子 [検索](#)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (2020.12)

## 36(サブプロク)協定とは 時間外労働協定(36協定)

労働者の過半数で組織する労働組合が労働者の過半数を代表する者との労使協定において、時間外・休日労働について定め、行政官庁に届け出た場合には、法定の労働時間を超える時間外労働、法定の休日における休日労働が認められます。この労使協定を「時間外労働協定」といいます。なお、時間外労働時間には限度が設けられています。  
※時間外労働協定は、労働基準法第36条に定め

があることから、一般に「36(サブプロク)協定」とも呼ばれています。

**時間外労働の上限規制とは**  
残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。  
施行 大企業：2019年4月～  
中小企業：2020年4月～  
また臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも右記を超えることはできません。

- ✓ 年720時間以内
  - ✓ 複数月平均80時間以内 休日労働含む  
〔2か月平均〕〔3か月平均〕〔4か月平均〕〔5か月平均〕〔6か月平均〕が全て1月当たり80時間以内
  - ✓ 月100時間未満 休日労働含む  
月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。  
※上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。
- 参考：厚生労働省 働き方改革特設サイトより

奈良労働局からのお知らせ

令和3年3月1日～3月31日は「労働条件の明示・確認月間」です!

「雇う人も働く人も 労働条件はシカと明示、シカと確認。働く前のお約束。」

労働基準法第15条では、労働契約を結ぶ際、賃金などの労働条件を明示した書面(労働条件通知書)を事業主から労働者に交付することを義務付けています。

本月間についてのお問い合わせは、奈良労働局 労働基準部 監督課まで。 ☎0742-32-0204



## 体にやさしい食事パン 「ベーグル」で健康的な食生活を!

ベーグルは低カロリーで、もちもちした食感で美味しく食べ応えのある食材です。当社は、そのベーグルを常時8種類提供しています。また、卵も乳製品も使っていないため、アレルギーのあるお子様にも、パンを食べる機会が増えたと喜ばれています。しかし、美味しくいただくためには、多少調理上の注意点があります。地域のお客様の健康的な食生活に資する食材として、試食を通して、食事パンを末永く提供していく事が当社の願いです。

### ウネビラージュ株式会社 イマイラージュ店

〒634-0812 橿原市今井町1丁目6番21号

📞 0744-47-3674

☎ 0744-47-3675

[営業時間] 冬期(7:00~17:30)

夏期(6:00~17:30)

売り切れ次第閉店

[定休日] 不定休(月2回程度)

[E-MAIL] nene@unebirage.com



▲店内の様子



▲店舗外観



▲ベーグル

## 店舗を移転、 リニューアルオープン!!

当サロンは、令和2年10月より店舗を移転し、新たにリニューアルオープンをしました。

女性専用プライベートサロンとして、これまで以上に、お客様のお仕事、家事、育児など普段の疲れを癒す空間と施術をご提供いたします。メニューには「ボディケア」「パーソナルトレーニング」「フェイシャルトリートメント」などお客様1人1人の悩みに合わせた施術をご準備しておりますので、お気軽にご相談ください。

### コンディショニングサロン **CURA**

〒634-0033 橿原市城殿町255-2  
ヴィオレッタ2F

📞 070-5265-5035

[営業時間] 9:30~19:00(完全予約制)

[定休日] 不定休

[E-MAIL] info@salon-cura.jp

[HP] <http://www.salon-cura.jp>



▲店内の様子



▲パーソナルトレーニングの様子



▲ボディケア施術の様子

掲載を希望される方は当会議所広報誌担当までご連絡ください。

TEL 0744-28-4400 E-mail: info@kashihara-cci.or.jp



## 令和2年度檀原商工会議所青年部 臨時総会をWEBで実施!!

令和3年1月15日(金)、新型コロナウイルス感染防止のために、WEBで上記総会を実施致しました。

令和3年度 役員予定者は以下のとおりです

会 長	阿智原兼一(住宅機器協業センター)
直前会長	泉谷 斉(株式会社檀原オートサービス)
副 会 長	大西 健心(大西造園土木)
副 会 長	藤原 雅和(ヤマト一商事株式会社)
副 会 長	吉原 秀至(日興薬品株式会社)
専務理事	西辻 将大(ア・ガ・サ株式会社)
委 員 長	木村亜希子(K-TRADING株式会社)
委 員 長	田中 和寿(株式会社サンシュウ)
委 員 長	増田 善紀(大和物産館株式会社)
監 事	加藤 宗範(株式会社加藤建装)
監 事	仲嶋 正起(株式会社仲嶋電機)
近畿ブロックYEG出向理事	松本 智亜樹(龍樹警備保障株式会社)
近畿ブロックYEG出向理事	田中 康博(株式会社田中設備)
奈良県商工会議所青年部連合会出向理事	井上 昌規(I.M.company)
奈良県商工会議所青年部連合会出向理事	山内 尚(写真スタジオ マミフォート)
奈良県商工会議所青年部連合会出向理事	泉谷 斉(株式会社檀原オートサービス)

### <議案>

令和3年度檀原商工会議所青年部役員候補者(案)  
及び奈良県商工会議所青年部連合会会長候補者(案)  
及び奈良県商工会議所青年部連合会専務理事候補者(案)について

上記議案が承認された後、各部員へ役員予定者のメッセージ動画がWEB上にて公開されました。



▲挨拶をする阿智原会長予定者

## 檀原 YEG で繋がろう!! 部員募集

檀原YEG(檀原商工会議所 青年部)とは?

私達、檀原商工会議所青年部は、主に檀原市内で活動している45歳までの商工業青年経済人の集まりです。沢山の人がこの街を好きになり、この街で働き、この先もずっと暮らしていけるように、豊かで住みよい郷土づくりに貢献しています。

お問合せ：檀原商工会議所青年部事務局  
(TEL：0744-28-4400) まで

### 事業活動報告

令和3年1月21日(木)～令和3年2月21日(日)

- 1月27日(水) 奈良県商工会議所青年部連合会臨時総会(泉谷会長他)
- 2月 1日(月) 未来創造委員会(西辻未来創造委員長他)
- 2月 4日(木) 檀原商工会議所青年部役員会(泉谷会長他)
- 2月 4日(木) 檀原商工会議所青年部役員予定者会議(阿智原会長予定者他)
- 2月10日(水) 近畿ブロック大会はじまりの地かしはら大会運営委員会(山内実行委員長他)



## 女性会三役会開催

令和3年2月16日(火)檀原商工会議所4階会議室において、女性会三役会を開催いたしました。当日は、吉川会長をはじめ、7名の役員が出席し、マスク着用、席の間隔の確保など新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じて実施しました。

三役会では、吉川会長の挨拶のあと、今年度の事業の開催についての有無や次年度役員改選について協議を行いました。



▲挨拶をする吉川会長



▲三役会の様子

### ■議案

- 1.檀原神宮清掃奉仕作業について
- 2.役員改選について
- 3.その他

## 檀原商工会議所 女性会会員随時募集中!!

女性会とは?

檀原商工会議所女性会は、会員相互の親睦と企業経営者としての研鑽を積み、地域商工業の振興を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的としています。

**会員資格** ・檀原商工会議所の会員 ・女性経営者  
・ご家族の事業を共に支えている方など、経営に携わっている女性の方

**会 費** 入会金 3,000円 年会費 1,000円  
※その他研修会や親睦会など都度必要になる場合があります。

**入会方法** ↓こちらまでお問い合わせください  
檀原商工会議所 女性会事務局  
TEL 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430

### 主な活動内容

- ・地域交流・活性化事業(檀原夢の森フェスティバル・飛鳥RUN×2リレーマラソンへの出展)
- ・企業視察会(各種企業の施設を訪問・最新技術や地域事情を学んでいます)
- ・セミナー・講演会(様々な分野の講師をお招きし知識を深めています)
- ・一泊研修(各地の施設見学・地域産業を学んでいます)
- ・親睦事業(慰労会・新年懇親会等の実施)
- ・社会福祉貢献活動((福)檀原市社会福祉協議会への寄付、檀原神宮清掃奉仕作業)

## 知って得する!! エキスパートゼミ

橿原商工会議所「専門家連携協議会」所属の専門家の皆様から「知って得する!! エキスパートゼミ」と題して様々な分野から記事提供にご協力をいただいております。是非とも平素の事業活動にお役立てください。

弁理士

第二種情報処理技術者/  
情報セキュリティアドミニ  
ストレータ

おの あつし  
小野 敦史

北辰特許事務所

住所：〒630-8131 奈良市大森町277-1  
ルモン奈良大森227号  
TEL：0742-81-3188  
E-mail：ono@hokushin-ip.jp

■略歴

1991年3月 筑波大学第3学群情報学類卒業  
シャープ(株)、東京大学生産技術研究所  
共同研究員を経て  
2007年5月 北村国際特許事務所入所  
2011年5月 弁理士登録  
2014年2月 北辰特許事務所設立  
■公職  
2020年4月 日本弁理士会関西会奈良地区会地区会長



## 「鬼滅の刃」から見る商標

昨年から鬼滅の刃が大人気であり、関連する市場も賑わっています。奈良県内でも、柳生の一刀石が鬼滅の刃の一シーンに似ているとのことから、観光客が増加しているそうです。また、このシーンの一刀石のような岩を模したスイーツを販売している店舗もあるようです。

漫画やアニメーションには多くの知的財産が関係していますが、本稿では鬼滅の刃から商標を説明します。

鬼滅の刃のキャラクターを描いた商品を無断で製造販売することは権利（著作権）を侵害する可能性が高いことは多くの方が分かっていると思います。では、「鬼滅の刃」との表記を付けた商品を販売することに問題はないでしょうか。

答えは、「商品によって異なる」です。ただし、商標法上は問題がない場合でも、他の法律（不正競争防止法等）上では問題となる場合があるので注意が必要です。

「鬼滅の刃」については、株式会社集英社（以下、集英社）が商標権（商標登録第 6260437 号）を有しています。したがって、第三者が無断でこの商標権の効力範囲で商標を使用すると商標権侵害となります。

商標権の効力範囲は、商標の類否と、指定商品・役務の類否と、で判断します。指定商品・役務というのは、出願時に商標をどのような商品・役務（サービス）に使用しますと指定したものです。この商標登録の場合は、被服をはじめとして非常に多くの商品・役務が指定されています。

前述の問いに戻ると、集英社以外の者が「鬼滅の刃」との表記を、商標登録第 6260437 号の指定商品・役務と同一または類似する商品・役務に使用する場合は商標権侵害になり、それ以外の場合は問題が生じないということです。例えば、「鬼滅の刃」と書いたTシャツを販売した場合には、商標権侵害となります。

次に図1の柄をTシャツに付けて販売した場合はどうで

しょうか。この柄は鬼滅の刃の主人公である竈門炭治郎の衣装に使用されています。商標権は文字だけでなく、このような図柄についても取得することができます。そのため、集英社はこの柄についても商標登録出願を行っています。ただし、こちらはまだ審査段階で登録にはなっていないため、「今の所は」この柄を付けたTシャツを販売しても商標法上の問題はありせん。だからといって、安易に使用すると登録後に商標権侵害となる可能性があります。

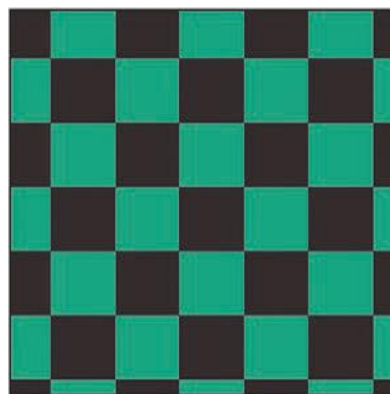


図1：商標登録出願2020-78058

最後に商標権を取得する意義を説明します。商標権者は登録商標を独占的に使用し、他人の使用を排除することができます。したがって、他人が同一または類似する商標を使用するのを防ぐことができます。また、自身がその商標を使用しても他人の商標権を侵害するおそれがないため、安心して商標を使用することができます。

この機会に一度自身が使用する商標について、他人の権利を侵害していないか、また、商標権を取得する必要があるか等、見直しをされてはいかがでしょうか。日本弁理士会関西会奈良地区会では無料相談会を開催していますので、このような場合には是非ご利用ください。

## 橿原商工会議所専門家連携協議会セミナー

### 【超々入門編！ 知的資産経営セミナー】 ～「自社の強み」の発見こそ、 アフターコロナを生き抜く秘訣！～

- 日時／令和3年1月27日(水) 18:30～
- 会場／橿原商工会議所 4階 多目的スペース
- 講師／知的資産経営認定士 久保井 徹 氏(トーマス行政書士事務所 代表)  
知的資産経営認定士 福田 典生 氏(Lotus共創研究所 代表)
- 参加者／6名

自社の知的資産の発見のためのセミナーを開催しました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、受講された方々は、自社の強み＝知的資産とは何か、熱心に耳を傾けておられました。パート3のワークショップでは、自社を紹介しあうことで、自身では気づけない自社の強みや特徴の見つけ方のコツを体得されていました。

#### 【内容】

- ◆パート1
  - ▶ 知的資産とは
  - ▶ 知的資産経営でどう変わるか
  - ▶ 小規模M&Aと事例
- ◆パート2
  - ▶ 知的資産の見つけ方
  - ▶ 知的資産の活用
  - ▶ 知的資産報告書にまとめる
- ◆パート3
  - ▶ ワークショップ



▲福田講師



▲久保井講師(左)

## 専門家による「申請書作成支援」個別相談会

- 日時／令和3年1月21日(木) 各日  
令和3年1月22日(金) ①10:00～11:00 ②11:00～12:00  
令和3年1月25日(月) ③13:00～14:00 ④14:00～15:00  
⑤15:00～16:00 ⑥16:00～17:00

- 会場／橿原商工会議所 4階 和室
- 講師／中小企業診断士 和田 貴美子 氏(和田貴美子税理士事務所 代表)  
中小企業診断士 本田 秀継 氏(真秀経営相談所 代表)  
中小企業診断士 志賀 公治 氏(コンサルティングパートナー“AUBE” 代表)
- 参加事業所／13事業所

専門家による個別相談会を開催し、補助金を受けるまでの道標として、申請書作成のコツを説明し、アドバイスをを行いました。



▲和田氏



▲志賀氏



▲本田氏

すべては、エッポンの農業のために、  
すべては、エッポンの食卓のために。



All for Japanese Agriculture,  
All for Japanese Table

 **ナント種苗株式会社**

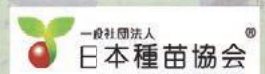
〒634-0077 奈良県橿原市南八木町2丁目6-4  
TEL 0744-22-3351 FAX 0744-22-2583

HP <http://www.nanto-seed.com> E-mail [goodseed@nanto-seed.com](mailto:goodseed@nanto-seed.com)

 **家庭de菜園**

うえぶたねやさん

家庭de菜園 検索

 **一般社団法人 日本種苗協会**

会費番号 29-027号

## 制度改正に伴う専門家派遣事業

### 民法改正にも対応した 契約の仕組みと法律実務の基礎講座

- 日時/令和3年1月20日(水) 18:30~
- 会場/榎原商工会議所 4階 多目的スペース
- 講師/弁護士 兒玉 修一 氏(弁護士法人やまと法律事務所 代表)
- 参加者/9名

契約の基礎や民法を学び、日々の事業活動に活用するための法律実務の基礎講座を開催しました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、受講された方々は、民法改正を味方につけ事業に生かすために、熱心に耳を傾けておられました。



▲児玉講師

#### 【内容】

- ▶民法改正に合わせて契約を結ぶにあたってチェックしておかなければならないポイント
- ▶契約書に印鑑を押す事の意味と押印を省略した場合の契約の効力
- ▶民法改正を味方につけ事業に活かす方法
- ▶質疑応答



▲セミナーの様子

#### 受 講 者 の 声

榎原商工会議所のHPを見て参加しようと思いました。法律や民法の重要性を再認識するようなきっかけがあり受講したのですが、「知らなかった」では済まされないような事柄を的確かつ丁寧に話していただき、とても理解しやすかったです。



有限会社異織維工業所  
代表取締役 巽 亮滋 様

### 食品事業の法律改正に関する解説講座

- 日時/令和3年1月26日(火) 16:00~
- 会場/榎原商工会議所 4階 会議室A
- 講師/行政書士・日本食品衛生協会登録HACCP普及指導員  
山田 善紀 氏(アインズ行政書士事務所 代表)
- 参加者/6名

食品事業の法律改正に関する解説講座を開催しました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、受講された方々は、『ハサップ(HACCP)による衛生管理』や食品表示の仕方について、熱心に耳を傾けておられました。



▲山田講師

#### 【内容】

- ▶食品表示改正に伴う食品表示の仕方
- ▶ハサップ(HACCP)による衛生管理の仕方
- ▶個別相談



▲セミナーの様子

#### 受 講 者 の 声

食品取扱事業者の営業担当として、表示法・衛生法について理解を深める必要があると思い参加しました。セミナーを受講したおかげで、今後の対応として、我々がやるべき事柄が明確になりました。



農業法人株式会社エー・ジー・エフHD  
蔡 顯人 様

### 働き方改革時代に適応した人材採用力向上セミナー

- 日時/令和3年1月28日(木) 13:30~
- 会場/榎原商工会議所 4階 会議室A
- 講師/特定社会保険労務士・ハラスメント防止  
コンサルタント 長友 久和 氏  
(長友社会保険労務士事務所 所長)
- 参加者/6名



▲長友講師

働き方改革・新型コロナウイルス感染症対策に伴う人材採用への対応、採用時の重要なポイントを学ぶセミナーを開催しました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、受講された方々は、働き方改革時代に適応した人材採用力を向上させるため、熱心に耳を傾けておられました。

【内容】▶採用を考える前に確認しなければならない事 ▶具体的にどんな人材が欲しいのか ▶労働条件面以外で自社の仕事の魅力は何? ▶社会からの情報発信は十分にあるか ▶採用決定には慎重な選考を ▶指導・教育の方針・方法は決まっているか ▶コンプライアンスを重視しない会社の従業員は ▶職場での感情的な衝突を少なく使用

#### 受 講 者 の 声

今回初めて榎原商工会議所のセミナーに参加しました。法律はどんどん変わっていき、うっかり知らなかったでは済まされないで、最新情報をアップデートするために聴講しました。知らなかった法律改正を知ることができたので、すぐに改正します。



国広産業株式会社  
柴崎 かおり 様

## ビジネスマッチなら 榎原ビジネス商談会

### (株)ショクセンとの個別商談会

- 日時/令和3年1月22日(金) 10:00~
- 会場/榎原商工会議所 会議室A
- バイヤー/南 昌文 氏(代表取締役)・南 勇輔 氏(取締役営業部長)
- 参加事業所/4事業所

奈良・北海道を中心に全国各地の美味しい商品を取り扱う産直ギフト卸会社(株)ショクセンを招聘し、販路拡大を目指した個別商談会を開催しました。

商談会には4事業所が参加しました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、各事業所は商品について説明し、売り込みを行いました。



▲南昌文氏(左) 南勇輔氏(右)

### 大和リゾート(株) THE KASHIHARA との個別商談会

- 日時/令和3年2月9日(火) 10:00~
- 会場/榎原商工会議所 会議室A
- バイヤー/多治川 克実 氏(営業部 課長)  
梶谷 泰成 氏(営業部 ショッピングプラザ 店長)  
大北 佳世子 氏(料飲部 料飲担当)
- 参加事業所/10事業所

榎原神宮の程近くにある、地域発展、地域貢献を目指したリゾートホテル大和リゾート(株)THE KASHIHARA(旧ロイヤルホテル)を招聘し、販路拡大を目指した個別商談会を開催しました。

商談会には10事業所が参加しました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、各事業所は、商品について説明し、売り込みを行いました。



▲大北氏 多治川氏 梶谷氏

# かしはら創業塾

産業競争力強化法に基づき、国が認定した橿原市の「創業支援事業計画」による『かしはら創業塾【1・2月編】』平日午前創業講座を開催しました。

●講座カリキュラム/各日9:30～

- 1日目 1/18(月)〈経営1〉創業者の心構えと戦略的発想
- 2日目 1/21(木)〈経営2〉事業計画の作り方
- 3日目 1/25(月)〈販路開拓1〉マーケティングとは
- 4日目 1/28(木)〈販路開拓2〉情報発信・プレスリリース
- 5日目 2/ 1(月)〈財務1〉会計の基礎知識・財務諸表
- 6日目 2/ 4(木)〈財務2〉資金繰りと資金調達
- 7日目 2/ 8(月)〈人材育成〉労務管理の基礎知識と人材確保
- 8日目 2/10(水)〈金融機関が教える融資の利用とポイント他〉
- 9日目 2/15(月)〈事業計画書策定実習他〉
- 10日目 2/18(木)〈事業計画書の発表とアドバイス、交流会〉



▲西川講師

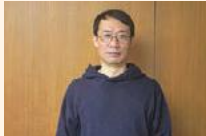
▲竹林講師

▲福西講師

- 講師/1日目～4日目、9・10日目: 中小企業診断士 西川 勝博 氏(飛鳥おもいで堂 代表)
- 5・6日目: 税理士 竹林 亮 氏(竹林税理士事務所 代表)
- 7日目: 社会保険労務士 福西 豊 氏(福西社会保険労務士事務所 代表)
- 主催/橿原商工会議所 ●共催/公益社団法人葛城納税協会
- 協力/小規模事業者・中小企業等の経営に関する連携協定機関  
(橿原市・株式会社南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・株式会社りそな銀行橿原支店・株式会社京都銀行・株式会社日本政策金融公庫奈良支店)
- 会場/橿原商工会議所 4階 多目的スペース ●参加者数/16名

## 受講者の声

創業に必要な税金・申告などの勉強ができて、自分の考えていたことを整理することができました。今後、確定申告や広報(写真やPOP)、ウェブを使った集客方法などのセミナーがあれば積極的に参加していきたいと思えます。



旅行企画 飛鳥  
西谷 文夫 様

## 受講者の声

自分では調べてもわからないことを詳しく教えていただき、また、同じような目標を持った受講生の方々にも出会えて、とても前向きに頑張りたいと思うことができました。子供がいるので、平日午前中の講義というのはとても助かりました。



Private Salon Huit  
北村 治子 様

## 確定申告のポイントセミナー

- 日時/令和3年1月29日(金) 13:30～
- 会場/橿原商工会議所 4階 多目的スペース
- 講師/公認会計士・税理士  
宇佐美 孝二 氏(太陽会計税理士法人 代表社員)
- 参加者/6名

確定申告に慣れていない方を対象に、確定申告のポイントを学ぶセミナーを開催しました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、受講された方々は、確定申告時に慌てないよう、申告書作成のポイントについて熱心に耳を傾けておられました。



### 【内容】

- ▶確定申告と税金計算の仕組み(申告書の作り方)
- ▶控除と経費の違い(経費にできるもの・できないもの)
- ▶個人事業主における青色申告と白色申告の違い
- ▶令和2年分に適用される税制改正と注意点

宇佐美講師▶

# 奈良の24時間は警備のプロにお任せください

# SECURITY ask 24

施設警備・機械警備・交通警備・イベント警備ほか  
多数なケースに対応できます

Building Management by  
支店:大阪・東京・奈良 営業所:名古屋



アスカ美装株式会社

本社 橿原市醍醐町296-1 TEL.0744-24-1757 <http://www.asukabiso.co.jp/>

## ネットショップの立ち上げと運用のポイントセミナー

- 日時/令和3年1月21日(木) 19:00～
- 会場/榎原商工会議所 4階 多目的スペース
- 講師/中小企業診断士 中野 雅公 氏  
(グラスハイコンサルティング株式会社 代表取締役)
- 参加者/17名



▲中野講師

ネットショップの立ち上げに関する情報や、効果的な運用方法を学べるセミナーを開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、受講された方々は、ネットショップの運用のポイントについて熱心に耳を傾けておられました。



▲セミナーの様子

### 【内容】

- ▶ネットショップ市場の動向
- ▶ネットショップの3つの開設方法
- ▶ネットショップで成功する秘訣
- ▶売れるデザインと良いデザイン
- ▶リピート客を増やす仕組みづくり
- ▶集客を増やすアクセスアップのテクニック

### 受講者の声

会員事業所に毎月送られてくる「榎原ビジネスプレスかしはら商工ニュース」に同封されていたチラシから申し込みました。セミナーでは、店舗運営にリアルに役立つ情報がたくさんあり、すぐにでも行動に移していきたいと思っています。代表取締役 藤原 祥長 様



株式会社くらし応援社

## 民法改正により創設された「配偶者居住権」の解説講座

- 日時/令和3年1月27日(水) 13:30～
- 会場/榎原商工会議所 4階 会議室
- 講師/税理士 吉田 廣彰 氏  
(吉田廣彰税理士事務所 所長)
- 参加者/7名



▲吉田講師

40年ぶりの民法改正により新たに創設施行された、「配偶者居住権」のセミナーを開催しました。新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、受講された方々は、配偶者居住権について熱心に耳を傾けておられました。



▲セミナーの様子

### 【内容】

- ▶配偶者居住権が創設された趣旨について
- ▶配偶者居住権とはどのようなものか
- ▶配偶者居住権はどのようにして発生または設定されるのか
- ▶配偶者居住権取得のときの注意点 ▶配偶者居住権のメリット・デメリット
- ▶相続税法における配偶者居住権について ▶配偶者居住権の評価について

### 受講者の声

榎原商工会議所のHPで知り、職務上知っておく必要があると思ったので参加しました。制度改正にかかわるテーマのセミナーがあれば今後も参加したいと思っています。



あしたか行政書士事務所  
代表 芦高 信一 様

## 榎原市委託事業:新型コロナウイルス感染症経営相談事業 小規模事業者・中小企業者等の経営支援に関する連携支援事業

### 個別経営相談会～経営お悩み相談～

- 日時/令和3年1月26日(火) 13:00～
- 会場/榎原商工会議所 会議室
- 対応相談員/金融相談 奈良中央信用金庫  
法律相談 弁護士 野島 佳枝 氏 (うねび法律事務所 代表)  
IT関連に関する相談 ITコーディネータ 上級ウェブ解析士  
矢谷 潤二 氏 (イービジネス(株) 代表取締役)
- 連携支援機関  
榎原市・榎原商工会議所・(株)南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・  
(株)りそな銀行・(株)京都銀行・(株)日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所へ、経営のお悩み相談ができる個別経営相談会を実施しました。今回は、金融・法律・IT関連に関する3つの相談を実施しました。



▲野島 氏



▲矢谷 氏

## 榎原商工会議所労働保険事務組合からのお知らせ

### 労働保険の特別加入給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は、3月の事前申請をお勧めします!

◆給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。

◆給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(令和3年6月1日から7月10日まで)にも行うことができますが、令和3年4月1日から給付基礎日額変更申請の日(労働局受付日)までに万が一被災された場合には、令和3年度の給付基礎日額を変更することができません。

ご不明な点は右記へ  
お問い合わせください。

事務委託の事業所の方は、榎原商工会議所 労働保険事務組合へ

☎0744-28-4400

その他の方は、都道府県労働局・労働基準監督署へお問い合わせください。

日(Sun)	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)
28	1 新 経営相談窓口 ●所得税・消費税の 確定申告相談会(～10日(水)) ●榎原物産協会第2回 作業部会	2 新 経営相談窓口 ●派遣税理士による 決算・確定申告相談指導	3 新 経営相談窓口 ●榎原市契約検査 課と榎原商工会議所建設 業部会・榎原市建設業協 会合同による意見交換会	4 新 経営相談窓口	5 新 経営相談窓口 ●青年部 第40回 全国大会(鯖江市)(～6日) ●派遣税理士による決算・ 確定申告相談指導	6
7	8 新 経営相談窓口 ●派遣税理士による 決算・確定申告相談指導	9 新 経営相談窓口	10 新 経営相談窓口 ●派遣税理士による 決算・確定申告相談指導	11 新 経営相談窓口 ●青年部役員会・ 役員予定者会議	12 新 経営相談窓口	13 ●近畿ブロック商 工会議所青年部 連合会役員会
14	15 新 経営相談窓口	16 新 経営相談窓口 ●第157回日商簿記 検定試験合格発表(2・3級)	17 新 経営相談窓口 ●異業種交流事業 委員会	18 新 経営相談窓口	19 新 経営相談窓口	20 春分の日
21	22 新 経営相談窓口	23 新 経営相談窓口	24 新 経営相談窓口 ●事業引継ぎ個別相談会	25 新 経営相談窓口 ●空き店舗対策事業委員会 ●優良従業員表彰・榎原市長感謝状授与式	26 新 経営相談窓口	27
28	29 新 経営相談窓口	30 新 経営相談窓口	31 新 経営相談窓口	1	2	3

ハローワーク求職者情報 3月号

■お問合せは、ハローワーク大和高田へ

TEL.0745-52-5801 担当/職業紹介部門 松本

※令和3年2月12日現在  
ハローワークに登録  
されている人の一例です

No	希望職種	希望収入	希望勤務時間	学歴	住所	経歴(最新▶旧)・免許・資格
1	NC旋盤工	30万円	8:00-18:00	専門卒	榎原市	NC旋盤工:約22年/資格:フォークリフト運転技能者、危険物取扱者(丙種)、移動式クレーン運転士
2	製造員・配送員(4トンまで)	23万円	不問	高卒	榎原市	製造機械調整員:約1年 林業:約2年 ゴミ収集員(3トン):約2年/資格:大型自動車免許、フォークリフト運転技能者
3	トラック運転手	30万円	8:00-17:00	専門卒	榎原市	断熱材製造員:約15年/資格:大型自動車第二種免許
4	バス運転手	30万円	不問	高卒	榎原市	路線バス運転手:約3年 観光バス運転手:約16年/資格:大型自動車二種免許、危険物取扱者(乙種)、運行管理者(旅客)
5	建築現場監督・ハウスクリーニング作業員	35万円	9:00-17:00	高卒	榎原市	ハウスクリーニング作業員:約7年 建築現場監督:約14年/資格:二級建築士
6	大型トラック運転手	40万円	不問	中卒	大和高田市	10トントラック運転手:約10年/資格:大型自動車免許、フォークリフト運転技能者
7	建築CADオペレーター	時給900円	9:00-16:00 6時間の週4日程度	短大卒	葛城市	設計補助:約8年 建築設計図面作成:約4年/資格:二級建築士
8	自動車修理板金工	25万円	不問	中卒	葛城市	自動車修理:約26年/資格:三級自動車ガソリン・エンジン整備士、フォークリフト運転技能者、アーク溶接技能者(基本級)
9	金型製造・プラスチック成形工	25万円	不問	高卒	御所市	産業機械組立:約5年 金型製造:約14年/資格:フォークリフト運転技能者、玉掛技能者、床上操作式クレーン運転技能者
10	金融事務・コールセンター	時給900円	8:30-17:30 8時間の週4日程度	高卒	香芝市	受付事務:約3年 銀行事務:約8年/資格:日商簿記3級、簿記能力検定3級、珠算能力検定3級

わたしたちは、  
新たに導入した最新鋭の印刷機で  
お客さまの「作りたいもの」を  
実現いたします。



株式会社 **アイプリコム**

パンフレット・チラシ・ホームページ・デジタル加工の企画から製作

本社 / 〒634-0812 奈良県榎原市今井町3-2-5 TEL.0744-22-6155  
事業所 / 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代360-1 TEL.0744-34-3030  
URL: <http://www.aipricom.co.jp> E-mail: [info@aipricom.co.jp](mailto:info@aipricom.co.jp)

50年後もありがとうと言われるマイホームを。

798万円からの注文住宅、狭小地の土地活用は



**バンビホーム**

おかげさまで100周年 株式会社 崎山組

■本社 奈良県榎原市南八木町2丁目3-35 TEL 0744-22-2353  
■モデルハウス 奈良県榎原市南八木町2丁目1-10 TEL 0744-25-4566

お問合せ/お申込は

**0120-35-4566**

フリーダイヤル

<http://www.sakiyamagumi.com>

**オフィスビル  
入居者募集中**

大和八木駅より  
徒歩3分  
2F...10.9坪  
5F...9.09坪

**榎原中央ビル株式会社**  
榎原市北八木町1丁目1-8  
TEL.0744-23-1800 FAX.0744-21-8008

わたしたちは予防医学を行い急性期医療から回復期リハビリテーション  
在宅医療と介護福祉においてトータルなケアを行っています。

**社会医療法人 平成記念会**



平成記念病院

三和澱粉工業株式会社は  
素材の提供を通じて  
お客様の抱える課題解決に  
貢献します。

私たちは自然の恵み、トウモロコシを原料に  
「環境調和企業」を目指します。



Sanwa

三和澱粉工業株式会社

本社・工場 〒634-8585 奈良県榎原市雲梯町594番地  
TEL(0744)22-5531 FAX(0744)22-4177

東京オフィス 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1丁目21番5号 C-5ビル7階  
TEL(03)5294-3838 FAX(03)5209-3800

<http://www.sanwa-starch.co.jp/>